

令和 8 年度地域医療提供体制検討業務 仕様書

目次

1. 適用範囲
2. 通則
3. 業務目的
4. 履行期間
5. 業務内容
6. 調査範囲及び調査方法の詳細
7. 成果品
8. 業務実施体制
9. 再委託
10. 資料等の貸与及び返却
11. 著作権等
12. 秘密保持
13. その他

1. 適用範囲

本仕様書は、令和 8 年度地域医療提供体制検討業務に適用する。

2. 通則

(1) 法令遵守

本業務は、角田市契約規則（平成 15 年 3 月 25 日規則第 5 号）のほか、契約書及び本仕様書に基づき行うものとし、関係する法令、条例等を遵守するものとする。

(2) 市との連携

受注者は、本業務を行うにあたり、常に発注者と綿密な連絡を取り、担当職員の指示に従わなければならない。

(3) 疑義の解決

本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議を行い、担当職員の指示に従わなければならない。

(4) 業務記録

受注者は、調査、打合せ等を行ったときは、その内容を記録し、発注者に提出しなければならない。

(5) その他

その他、本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

3. 業務目的

3-1 背景

今後、高齢化のさらなる進展により医療需要の増加が見込まれる中、限りある医療資源を効果的・効率的に活用し、切れ目のない医療提供体制を持続的に確保していくことがますます重要となる。

国においては、2040年とその先を見据え、新たな地域医療構想（以下、「新構想」という。）の検討が進められており、高齢者救急への対応等を見据えた病床機能の見直しや医療機関の役割分担の明確化、地域完結型の医療・介護提供体制の構築などの方向性が示されている。

人口減少により本市が属する仙南地域（仙南医療圏）については、2035年をピークに医療需要が減少していく見通しであり、こうした状況も踏まえて検討していく必要がある。

3-2 医療機関の現状と課題

令和6年度に実施した医師会アンケート調査（回答：11医療機関）から、市内医療機関が直面している環境について、以下の複合的な課題が抽出された。

- (1) 医業継続の不確実性
- (2) 人材確保の深刻化
- (3) 施設老朽化
- (4) 夜間・休日診療の維持困難
- (5) 医療機器更新の課題

3-3 業務目的

本業務は、こうした背景のもと、市内医療提供体制の現状及び課題を客観的に分析・整理するとともに、地域の医療需要に係る将来の見通しを把握し、今後必要とされる施策の方向性にかかる視座について整理することを目的とする。

その結果を踏まえ、以下に活用することを想定している。

- (1) 『地域医療体制整備等連絡会』での議論の基礎資料とする
- (2) 令和9年度以降の施策立案に向けた基礎資料とする

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年1月29日（金）まで

5. 業務内容

本業務は、以下の(1)及び(2)から構成される。

- (1) 地域の医療提供体制の現状に関する調査分析、課題の整理及び将来見通し

次の①～③に掲げる事項について、オープンデータや行政情報等をもとに、発注者と調査範囲を協議のうえ、需要と供給の両面から調査分析を行うこと。

なお、市との協議の過程で、調査分析の追加を行う場合がある。

① 基礎的事項

以下の項目について調査分析を行うこと。

ア 人口動態の現状と 2040 年までの将来推計

- ・年齢階層別人口
- ・人口減少率の推移

イ 医療機関の現状

- ・医療機関数（病院、診療所別）
- ・機能別病床数（一般、回復期、慢性期等）
- ・診療科別医療機関数
- ・医療従事者数（医師、看護師、その他医療職）
- ・診療科目ごとによる市外への患者の流出状況

② 2040 年を見据えた医療需要推計

以下の項目について調査分析を行うこと。医療需要推計方法については、国の新構想ガイドラインに準拠した方法を用いること。

- ・県の新構想が地域医療に与える影響分析
- ・疾患別患者数
- ・外来、入院別需要
- ・機能別病床数
- ・在宅医療需要
- ・医療従事者数（医師、看護師等）

③ 本市における持続可能な地域医療提供体制整備に関する課題の整理

以下の項目について、市民アンケートや医師会アンケート結果、並びにオープンデータ等を活用し、地理的範囲も考慮し、複数の主体（市民・医療機関・行政）が抱える課題を整理・可視化した上で、抽出される課題を体系的に整理すること。

ア 小児医療に関する課題

イ 既存医療機関における診療科目に関する課題

ウ 既存医療機関における医療継続に関する課題

エ 夜間診療に関する課題

オ 休日当番医制度に関する課題

カ 介護との連携に関する課題

キ 人材確保に関する課題

- ・医療従事者数（医師、看護師等）の充足状況を評価すること

ク その他抽出された課題

- ・上記の項目に属する場合はその項目に含めること

ケ 複数の主体（市民・医療機関・行政）が抱える課題の整理

- ・市民、医療機関、行政が抱える課題を体系的に整理し可視化すること

コ 持続可能な地域医療提供体制整備を検討する上で更に必要なデータ項目の提示

(2) 施策の方向性にかかる視座の整理

(1) の調査分析の結果から、新構想との整合性を確保しつつ、国・県・市の役割を明示するとともに、実現可能性の整理を行い優先順位を設定し、以下の項目の視座を整理すること。

- ア 人材確保に関する支援策
- イ 医業継続に関する支援策
- ウ 夜間・休日診療体制に関する支援策
- エ 段階的な支援策の検討方法
- オ 類似自治体の好事例の提案
- カ 必要な調査とその活用方法の提案
- キ その他事業者提案

6. 調査範囲及び調査方法の詳細

6-1 使用すべきデータソース

受注者は、以下のデータソースを活用して調査分析を行うこと。また、これらのデータソースに加えて、調査分析に必要な公的機関のオープンデータも活用し、業務を行うこと。

データソース	項目	入手先
国勢調査	人口、世帯構成	総務省統計局
人口推計	将来人口推計	総務省統計局
医療施設調査	医療機関数、病床数、医療従事者数	厚生労働省
患者調査	患者数、診療科別患者数	厚生労働省
病院報告	病床利用率・平均在院日数	厚生労働省
県内医療機関名簿等	診療科目・病床数等	宮城県
医師会アンケート結果	医療機関の課題認識	角田市健康推進課
市民アンケート結果	地域医療体制の充実の満足度	角田市企画デジタル課
仙南医療圏構想資料	医療圏の医療構想	宮城県
国の新構想ガイドライン	新構想の方向性	厚生労働省
市の統計資料	人口、世帯、産業等	角田市

6-2 分析手法

(1) 人口推計方法

コーホート要因法を用いて、市の将来人口を 2040 年まで推計すること。

6-3 調査対象範囲

(1) 地理的範囲

角田市及び二次医療圏、亘理町、山元町を含めた調査・分析等を行うこと。

(2) 時間的範囲

現状と 2040 年までの将来推計

(3) 医療機関

医療機関（病院、診療所）を対象とすること。

6-4 市との協議プロセス

(1) 受注者は、以下のスケジュールで市と協議を行うこと。

時期	内容	頻度
契約後 2 週間以内	業務開始時の打合せ(調査方針の確認)	1 回
10 月下旬	業務開始時打合せ	1 回
11 月中旬	中間報告(調査進捗状況の確認)	1 回
12 月中旬	分析結果の中間報告(課題整理の確認)	1 回
1 月中旬	最終報告前の打合せ(施策方向性の視座の確認)	1 回
随時	質問・相談への対応	随時

(2) 受注者は、すべての打合せについて、以下の内容を記録し、市に提出すること。

- ・実施日時、場所
- ・参加者
- ・協議内容
- ・決定事項
- ・次回打合せ予定日

7. 成果品

7-1 提出書類

受注者は、本業務に係る成果品として、以下を発注者に提出するものとする。

(1) 実施報告書

形式・仕様

- ・A4 判、両面印刷を原則とする
- ・データ形式：Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等の修正・加工可能な形式

(2) データ集計表

以下のデータを別紙 Excel 等で提出すること。

- ・年齢別人口推計表（2040 年まで）
- ・医療機関一覧表（機能別、診療科別）
- ・医療従事者数集計表
- ・患者数推移表
- ・医師会アンケート分析表
- ・医療需要推計表

(3) その他関連資料

業務実施に伴い取得・作成した以下の資料を提出すること：

- ・参考資料（国ガイドライン、統計資料等）
- ・分析過程の補足資料

7-2 提出方法及び提出部数

成果品	提出形式	提出部数
実施報告書	印刷物 + 電子データ	印刷物 2 部 + CD-R 等
データ集計表	Excel 等	電子データを CD-R 等に格納
その他関連資料	電子データ	同上

8. 業務実施体制

受注者は、契約締結後 1 週間以内に、以下の情報を含む体制図を提出すること。

- ・責任者の氏名、経歴、役割
- ・従事者の氏名、専門分野、役割
- ・組織図及び連絡体制

9. 再委託

(1) 再委託の承認

受注者が業務の一部を再委託する必要がある場合には、あらかじめ書面により発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。

(2) 再委託先の管理

受注者は、業務を再委託する場合においては、再委託先との関係を明確にするとともに、再委託先に対して、業務の実施について適切に指導及び管理し、業務を実施しなければならない。

10. 資料等の貸与及び返却

(1) 資料の貸与

発注者は、その所有する資料のうち、受注者が業務の遂行に必要とする資料を受注者に貸与する。

(2) 資料の返却

受注者は、貸与を受けた資料を使用する必要がなくなったときは、直ちに発注者に返却するものとする。

11. 著作権等

(1) 著作権の帰属

本業務を行うにあたり作成された資料等の著作権は、発注者に帰属するものとする。

ただし、著作権に限らず本業務開始以前から受注者に帰属していた、もしくは受注者が本業務を遂行中に身につけた方法論やその他のあらゆる技術的なノウハウ等を含む他の知的財産権に関わるすべての権利は、受注者に帰属する。

(2) 知的財産の明記

受注者は、本市に提出する資料その他の書類に当該知的財産が含まれる場合には、その旨明記するとともに、具体的内容を示すものとする。

12. 秘密保持

(1) 秘密保持の義務

受注者は、本業務の遂行にあたり、発注者から提供のあった情報について、以下の事項を厳守すること。

ア 受注者は、発注者から提供のあった情報について、その秘密を保持しなければならない。

イ 受注者は、発注者から提供のあった情報を指示目的以外に使用し、また第三者へ提供してはならない。

ウ 受注者は、発注者の許可なく情報を記録した書類又は磁気ファイルの複写及び複製をしてはならない。

エ 受注者は、情報についての事故が発生した場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。

(2) 違反時の措置

前各号に掲げる事項に関する定めに違反した場合、発注者は本契約の解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。

13. その他

(1) 国の新構想への対応

業務の実施にあたっては、国や県の新たな地域医療構想策定ガイドラインや、国の審議会等における議論の状況等を踏まえ、適宜発注者と協議のうえ、調査分析の対象や内容等について調整すること。

(2) 契約金額に含まれる費用

契約金額には、本業務の履行に係る一切の費用を含むものとする。